

通算法人である中小企業者等の試験研究費に係る税額控除可能分配額等の計算に関する明細書

事業年度	：	：	法人名		
他の通算法人の試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「12の計」-別表六(十)「1」)			1	円	
各通算法人の試験研究費の額の合計額 (1)+(別表六(十)「1」)			2	円	
控除対象試験研究費	他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「13の計」-別表六(十)「4」)		3	円	
	各通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (3)+(別表六(十)「4」)		4	円	
合算増減試験研究費割合の計算	他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「14の計」-別表六(十)「5」)		5	円	
	各通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (5)+(別表六(十)「5」)		6	円	
合算増減試験研究費の額 (2)-(6)			7	円	
合算増減試験研究費割合 $\frac{(7)}{(6)}$			8	円	
合算試験研究費割合の計算	他の通算法人の平均売上金額の合計額 (別表十八(二)「15の計」-別表六(十)「8」)		9	円	
	各通算法人の平均売上金額の合計額 (9)+(別表六(十)「8」)		10	円	
	合算試験研究費割合 $\frac{(2)}{(10)}$		11	円	
合算税額控除割合の計算	割増前合算税額控除割合 $\frac{12}{100} + ((8) - \frac{9.4}{100}) \times 0.35$ (0.12未満の場合又は(6)=0の場合は0.12)		12	円	
	(11) > 10% の場合の控除割増率 $((11) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)		13	円	
合算税額控除割合 (12)+(12)×(13) (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)			14	円	
中小企業者等試験研究費基準額 (4)×((14)又は0.12)			15	円	
他の通算法人の調整前法人税額の合計額 (別表十八(二)「16の計」-別表六(十)「14」)			16	円	
各通算法人の調整前法人税額の合計額 (16)+(別表六(十)「14」)			17	円	
法人税額基準額の計算	(8) > 9.4% の場合		18	0.35	
	(11) > 10% の場合の特例加算割合 $((11) - \frac{10}{100}) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)		19	円	
	基準年度比合算売上金額減少割合 ≥ 2% の場合の特例加算割合 (別表六(十三)「11」)		20	円	
	法人税額基準額 $((17) + (別表六(十五)「9」)) \times ((18)、(0.25 + (19)) \text{ 又は } (0.25) + (20))$		21	円	
税額控除可能額 (15)と(21)のうち少ない金額)			22	円	
控除分配割合 (別表六(十)「14」)÷(17)			23	円	
税額控除可能分配額 (22)×(23)			24	円	
当初申告税額控除可能額 (当初申告の(22))			25	円	
当初申告税額控除可能分配額 (当初申告の(24))			26	円	
(22) ≥ (25) の場合 (26)			27	円	
申告が修正の場合	税額控除超過額 (25)-(22)		28	円	
	(26) > 0 の場合の税額控除可能分配額 (26)-(28) (マイナスの場合は0)		29	円	
	(28) > (26) の場合の税額控除超過戻税額 (28)-(26)		30	円	
申告で金額を超える申告合非	非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額		31	円	
	(31) の法人税額相当額		32	円	
	(32) の当期税額基準額 (32)×((18)、(0.25+(19))又は(0.25)+(20))		33	円	
調整後税額控除可能額 (15)と((21)-(33))のうち少ない金額)			34	円	
(25) > (34) の場合の非特定欠損金調整戻税額 (25)-(34)			35	円	

別表六(十)付表 令四・四・一以後終了事業年度分